

# S C A T 株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、S C A T 株式会社と称し、英文では、SCAT Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ並びにその周辺・端末機器等の販売・賃貸及び保守
- (2) コンピュータのソフトウェアの企画開発・設計並びにその販売・賃貸及び保守管理
- (3) インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務
- (4) 情報通信ネットワーク事業
- (5) インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス業、有料広告掲載業、通信販売業、並びに電子商取引及び決済に関する事務の受託および代行
- (6) 広告代理業務
- (7) 古物の売買
- (8) 業務のアウトソーシングの受託及び経営コンサルタント事業
- (9) 法人及び個人事業主の帳簿の記帳代行業
- (10) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
- (12) 有料職業紹介業
- (13) 人材育成のための教育事業並びにカウンセリング
- (14) 再就職支援のためのコンサルタント業務
- (15) 有料老人ホーム及び老人向け住宅の企画、設置及び運営
- (16) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業
- (17) 介護保険事業の計画及び経営に関するコンサルティング事業
- (18) 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
- (19) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を栃木県小山市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行する株式の総数は 15,600,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

#### (招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第 17 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会をひらくことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第 370 条に定める要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会決議において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 27 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び会社法第 329 条第 3 項に基づき前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年間とする。

### (剩余金の配当および自己株式の取得等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剩余金の配当及び自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剩余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間等)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第8章 附 則

### (定款に定めのない事項)

第 43 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に定めるところによる。

### (効力発生日)

- 1 第 2 条（目的）の変更は、2006 年 9 月 25 日から効力を生じる。
- 2 第 2 条（目的）の変更は、2008 年 1 月 29 日から効力を生じる。
- 3 第 33 条（取締役の責任免除）、第 34 条（監査役の設置）及び第 44 条（監査役の責任免除）の変更は、2011 年 1 月 28 日から効力を生じる。
- 4 第 4 条（監査役会の設置）の変更は、2013 年 9 月 20 日から効力を生じる。
- 5 第 7 条（株券の不発行）の変更は、2013 年 9 月 24 日から効力を生じる。
- 6 第 2 条（目的）の変更は、2014 年 1 月 29 日から効力を生じる。
- 7 第 7 章（会計監査人）の変更は、2015 年 1 月 29 日から効力を生じる。
- 8 第 7 章（会計監査人）の変更は、2015 年 7 月 22 日から効力を生じる。
- 9 第 1 条（商号）、第 5 条（公告方法）、第 6 条（発行可能株式総数）、第 8 条（株式の譲渡制限）、第 8 条（単元株式数）、第 27 条（取締役の責任免除）、第 35 条（監査役の責任免除）、第 6 章（会計監査人）の変更は、2016 年 7 月 22 日から効力を生じる。

- 10 第29条（選任方法）、第30条（任期）の変更は、2018年1月31日から効力を生じる。
- 11 第40条（剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関）の新設、第2条（目的）、第19条（任期）、第41条（剰余金の配当の基準日）の一部変更、及び第7条（自己の株式の取得）、第42条（中間配当）の削除は、2019年1月31日から効力を生じる。
- 12 第6条（発行可能株式総数）の変更は、2021年5月1日から効力を生じる。
- 13 第14条（電子提供措置等）の変更は、2023年1月27日から効力を生じる。
- 14 第1条（商号）の変更は、2023年5月1日から効力を生じる。